

加西市監査公表第2号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成29年2月13日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成29年3月29日

加西市監査委員 金 澤 栄 一
加西市監査委員 織 部 徹

加 監 第 8 7 号
平成29年3月29日

様

加西市監査委員 金 澤 栄 一
加西市監査委員 織 部 徹

加西市職員措置請求について（通知）

平成29年2月13日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記のとおり却下することを決定したので通知します。

記

1 監査請求の趣旨

本件請求の趣旨は次のとおりと解される。

加西市は、ごみ処理について、小野加東環境施設事務組合（加西市加入後は小野加東加西環境施設事務組合。以下「事務組合」という。）との広域連携により、従来の市単独運営に比べて年間1億2千万円の効果額があるとして、平成26年度に事務組合に加入した。

一方、請求人が独自に市単独運営時の平成25年度経費と広域連携後の平成27年度経費の効果検証を行った結果によると、広域連携による効果額はなく、逆に1,387万8千円の損失が生じていた。メリットがないにもかかわらず、事務組合に加入し、平成27年度事務組合負担金1億3,775万3千円を支出している。また、事務組合加入に伴うごみ収集手数料の値下げによる減益分1,681万6千円の徴収も怠っており、加西市長に合計1億5,456万9千円の損害賠償を請求する。

2 却下理由

監査請求期限について、法第242条第2項で、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な

理由があるときは、この限りではない。」とされている。本件請求の平成27年度事務組合負担金の最終支出は平成28年1月29日であり、本件請求は平成29年2月13日に提出されており、当該支出があった日から既に1年の請求期間を経過している。また、平成28年10月28日に情報公開決定通知で、ごみ処理広域化経費に関する資料を取得してから、本件請求の提出までに109日を要している。なお、請求人は平成28年11月25日、平成26年度ごみ処理広域化関連経費について、住民監査請求（以下「前回請求」という。）を提出し、監査委員は平成28年12月28日に請求を却下している。

請求人は、1年の請求期間を経過したことについて、ごみ処理広域化に伴う平成25年度と平成27年度経費の効果検証は、情報公開請求で知り得た資料を基にししか行うことができないと主張している。また、情報公開決定から本件請求の提出までに日数を要したことについて、前回請求の監査結果を受けて住民訴訟を提起するか、本件請求で対応するかを検討していたために期間を要したと主張している。

昭和63年4月22日の最高裁判所判決（以下「判決」という。）では、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から、相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとしている。

判決内容に照らして本件請求を見てみると、請求人は、前回請求時に情報公開請求で、市がごみ処理広域化経費の効果検証に関する情報を所有していることを熟知していることに加え、情報公開請求とは別に、加西市クリーンセンターの焼却施設補修費見積書等、ごみ処理広域化経費の効果検証に必要な関連資料も独自に取得しており、平成27年度事務組合負担金の支出が、請求人の主張する損害発生につながる根拠となる情報を知る立場にあったと考える。なお、前回請求で請求人なりの独自手法による算出検証を既に行っており、本件請求は、前回請求のごみ処理広域化関連経費の平成26年度分を平成27年度分に置き換えたものであるから、数値置き換えに必要な情報公開資料を取得した時点で、本件請求提出の準備をすることができ、適時に事務処理を行っておれば、1年間の請求期間を経過することもなかったものとする。また、本件請求と前回請求とは別件であり、並行して行うことも可能で、前回請求の結果を待ってから本件請求を検討していたという請求人の個人的事由で請求期間を経過してしまっており、当該行為を知ってから相当の期間内に監査請求を行ったとは認められず、法第242条

第2項ただし書きの「正当な理由」には当たらないものとする。

また、監査対象事項の損害賠償請求のうち、ごみ収集手数料は、加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）に規定されており、事務組合加入に伴うごみ収集手数料の値下げによる減益分は、事務組合加入都市間のごみ収集手数料の均衡を図るために条例改正で生じたもので、減益分を徴収する根拠がなく徴収は不可能であり、法第242条第1項の公金の賦課・徴収を怠る事実には当たらないものとする。

よって、本件請求は、法令の要件を欠いたものであることから却下する。

なお、前回請求の却下通知でも述べたように、請求人が行った事務組合加入の効果額の検証は、単年度の収支実績をベースとし、多額の不確定な見積要素を含んだ計算で、このような計算結果を基に損害賠償を請求することには無理がある。

また、効果額の検証には、長期間に及び予測される確実性、客観性のある収支データに基づいて厳格な計算を行い比較検討すべきであり、損害賠償請求の根拠となりうる正確かつ普遍的な検証結果を得ることは、極めて困難ではないかと考えられる。

以上